【令和８年 第１０回大山町教育委員会会議 議事録】

日時　　：令和８年９月２９日（火）午前１０時００分
場所　　：名和公民館　第１会議室
出席委員　　：森田圭、髙見法子、㐂山洋美、山本健一
欠席委員　　：なし
教育長　　：坂下裕一
その他の出席者：教育次長（浦木）、社会教育課長（西尾）、幼児･学校教育課長（井上）、幼児･学校教育課参事（鷲見）、幼児･学校教育課長補佐（中井）
参観人　　：０人

日　程

１．開会宣言　（午前１０時００分）

教育長

定刻になったようでございますので、令和８年第10回大山町教育委員会会議を始めたいと思います。

２．教育長報告

教育長

2ページ目に報告事項ということで、教育長報告からさせていただきます。小規模特認校の募集説明会を9月4日と9日に開催いたしました。こちらに関しての詳細につきましては、この後の「4. その他」のところで現状報告することになってございますので、詳細については他の事項と併せて報告したいと思います。

12日土曜日については、大山中、名和中、中山中の3つの中学校でそれぞれ体育祭が開催されました。私もそれぞれ巡回させていただきました。大きなトラブルもなく無事に終了したということでございます。

14日月曜日、部活動改革に関する県ヒアリングがありました。県の保健体育課や西部教育局の方が大山町を訪問され、部活動改革の進捗状況の現状と今後の見通しについてのヒアリングと意見交換という形で色々お話をさせていただきました。大山町自体なかなか地域展開まではいかないという状況ではありますけれども、部活動指導者を順次、増やしている状況であります。外部指導者が入っていただくというのが地域連携ということでありますけども、そうした現状について、ご報告いたしました。

議会が9月2日から25日までの期間ございまして、一般質問については、15日火曜日と16日水曜日にそれぞれあったところでございます。教育委員会関係について何点か質問がございましたので概要を報告いたします。

1つ目は、オムツのサブスクリプションの導入についての質問がありました。要は月

額で定額を払えばオムツ使い放題というサービスがあるんですけれども、希望する保護者の方と業者が契約して、物は保育園に直接届くという形で、オムツに手書きで名前を書いたり、スタンプするという手間を保護者から省けるというようなことでございます。導入の可否については、他の自治体で取り入れている事例もあるという状況でありますので、私の方からは、導入している自治体の状況、現状や課題であるとかを、まずは情報収集させていただいた上で、検討してまいりたいという話をさせていただいたということでございます。

2つ目ですが、大山地区に定住促進子育て住宅ということで18歳以下のお子さんがいる世帯が対象となる町営住宅ができます。令和9年度から入居できるということですが、合計36戸あるということで子どもたちがたくさん来た場合、保育園、小学校、中学校の職員であるとか施設であるとか、その他諸々の影響というのを現時点でどのように考えているのかという質問でございました。私からは、36戸のうち年齢構成であるとか学校種であるとかというのは正直なかなか正確な数字を見積もることが難しいことなので、正確に影響を見込むことは難しいという回答はさせていただきました。職員に関しては、保育園にしても小中学校にしても子供の数あたりで教員、保育士の配置基準は決まっていますので、子供が増えても、それに応じて職員を配置するということになりますという話をしておりますので、一言で言えば心配ご無用という回答をいたしました。施設に関しては、保育園と小中学校に関しては、正確に人数を見込むことは難しいけれども、おそらく大丈夫だろうという趣旨の答弁をしていますが、大山西小については、現状でも足りていない状況で特別教室を普通教室として転用して、なんとかやっている状況でありますので、大山西小については教室が足りないという可能性が考えられますという話をさせていただいたという状況でございます。

3点目は、災害時の避難所についての質問があって、その中で学校体育館の空調設備等の整備の話が出ました。国の方向性としては、令和17年度までに避難所になっている体育館については100%空調を入れるよう目指すという方針があって、補助率も通常の3分の1より高い2分の1補助とかあるんですけれども、この間の熊本地震の関係で、政府で非常災害対策本部が開催されて、総理から令和17年度の予定を前倒しして、令和13年度までに避難所に指定されている学校体育館の空調100%整備を目指すという政府の方針が、8月27日の会議で示されているという状況になっているところでございます。空調の整備率ですが、全国で申し上げますと直近の7月30日に公表された数字としては31.7%、鳥取県内については9.4%といった状況も答弁をさせていただいたところでございます。私の方からは事実関係についての答弁ということをさせていただいて、町長の方からは、避難所として見た場合は、第一優先順位で開設される避難所に学校はなっておらず、災害規模に応じて順次開設されるということになっているので、空調整備の優先順位としては他のところよりは高くないという話でありましたということでございます。答弁については、そういう状況でございましたが、教育施設

としての観点で考えると、近年、非常に暑くなってきていて、体育館の空調整備がなかなか進まないのは、今みたいに暑いということを想定してしていない時代に作られた建物ですので、実際、単純に冷房を入れれば効くかというとそうでもなく、断熱処理とかをしないといけないというのもあります。また、電気容量の関係で、たくさん電気製品を入れても電気が切れてしまうというのもありまして、電気容量の拡大をやらないといけないとかいろんな課題があって、先ほど申し上げた通り全国ベースで見ても 3 割ぐらいで、鳥取県内に至っては 10%ほどの整備状況になっているということです。一方で、先ほど申し上げた国の方針として示されてるようなことも踏まえれば、県内で既に導入している自治体もありますので、そうした状況も情報収集しながら大山町でも対応していかないといけないということです。また、空調整備はお金も時間もかかるんですけど、それ以外の対応策を考えなければならない。これまでの教育委員会会議でも、ご提案いただいたようなプールサイドの熱中症対策であるとかを含めて、例えば冷却グッズを入れておく冷蔵庫なり冷凍庫を学校で用意するとか、水が出るミストを用意するとか、色々方法はあると思うので、そうした体育館のエアコン以外のものも含めて、来年の夏に向けて熱中症対策を考えていきたいと思っています。今の話は答弁の話ではなかったんですけれども、そのような状況でございましたというのが一般質問での状況でございました。

あとは 24 日木曜日、定例なんですけれども西部地区町村教育長会ということで、西伯郡と日野郡の教育長が定期的に県の町村教育長会があった月以外は毎月やっております。主な議題としては、通級指導に関することが議題になりました。どこの自治体も通級指導対象となる児童生徒が増えているという状況がありますので、それに応じた教員配置が国の基準ではなされるはずなんですが、なかなか鳥取県の現状から言うとそこまでの状況になっていないので、基準通りの配置を求めていくという話がございました。

最後、今後の予定の 30 日水曜日、明日から 11 月にかけまして、小学校、中学校への計画訪問ということで、教育委員の皆様にもご足労おかけいたしますが、どうぞよろしくお願いしますということでございます。

以上で教育長報告とさせていただきます。今の時点で何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。何かあれば、「4. その他」でもご発言いただければと思います。

３．議事

日程第１　議案第１号　大山町立学校における学校運営協議会規則の一部を改正する規則について

教育長

それでは、「3. 議事」に入っていきたいと思います。本日は議案が 3 つございます。

まず、日程第１「議案第１号、大山町立学校における学校運営協議会規則の一部を改正する規則について」ということです。資料は３ページ目をご覧いただければと思います。この新旧の表の左側が改正案で右側が現行ですけれども、学校運営協議会の中で毎年、基本方針を作成して学校運営協議会の承認を得る必要があるということでございます。それを法律上、教育委員会規則の中で定める必要があるという風になっておりまして、(1)～(4)略と書いてあるんですけど、次のページに表が載っているので、こちらを見ていただくと、「学校運営等方針に関すること。」「教育課程の編成に関すること。」「学校予算の執行に関すること。」「施設管理及び施設整備に関すること。」という４つが現行の学校運営協議会で承認を毎年得ないといけないという事項です。今回、(5)ということで、「業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。」を加えるということですが、これは法改正がありまして、業務量管理・健康確保措置、要は教員の働き方改革に関する計画を市町村教育委員会が作っていく必要があるということと、学校運営協議会を持っている学校については、学校運営協議会で基本的方針をかけて承認を得る必要があるという風になっているところでございまして、実は今年度の４月から適用されています。実際のところ改正前の段階では、もう既に本町におきましては、その旨の対応を各学校においては、それぞれの学校運営協議会に計画であったり基本方針であったり名称はともかく基本的な方針については承認を得ていますが、教育委員会の規則には明文化されていない状況でございました。今回の改正はそのことを明文化させていただこうという趣旨でございます。４ページ目のところにはもう少し具体的なものがありまして、業務量管理・健康確保措置の実施に関することについての中身としては、本町ですでに作成しております業務量管理・健康確保実施計画の中で目標であったり内容を示しておりますので、それらを実現、達成するための取り組みを各学校で考えて書くこと、様式については特に定めていないという意味で任意の様式ということを入れさせていただくというところです。実施時期につきましては、本日付けで実施ということですけども、適用についてはすでに４月から実施することになっておりますので、４月１日に遡って適用したいという趣旨でございます。５ページ目以降が改正後の規則が載ってございまして、赤い箇所が変わったということで、５ページ目から９ページ目までが改正後の規則ということでございます。説明は以上でございますので、ご質問等がありましたらよろしくお願いいたします。

特にご質問等が無ければ採決に入りたいと思います。改正案に異論がなければ、これで可決ということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

全委員

了承。

教育長

では、議案通りということで、この議案については以上とさせていただきます。

日程第２　議案第２号　大山町保育所規則の一部を改正する規則について

教育長

続きまして、日程第2「議案第2号、大山町保育所規則の一部を改正する規則について」ということでございます。こちらにつきましては、井上幼児・学校教育課長から説明をお願いいたします。

幼児・学校教育課長

資料の方は10ページになります。大山町保育所規則の一部を改正する規則ということで、内容につきましては、大山保育所の保育時間の変更ということでございます。改正前は、大山保育所は保育標準時間のところを見てもらえればわかると思いますが、午前7時30分から午後6時までとなっておりました。また、土曜日は午前中のみということになっております。それを中山みどり、名和さくら、大山きゃらぼくと同じ時間にするということでの改正です。来年度から、大山保育所の保育標準時間は午後6時30分までです。土曜日につきましては1日保育にするというような内容です。今、土曜日につきましては半日というような状況でしたので1日ということでございます。ただし、土曜日の保育につきましては、保育場所は大山きゃらぼく保育園で行いたいということで考えております。具体的に13ページを見ていただければと思います。大山地区保育園の土曜日共同保育の実施ということで、1つについては時間だけの変更しかないんですが、具体的な内容につきましては13ページを見ていただきまして、大山保育所で土曜日保育をやっておられる方が1名、大山ひめぼたる保育園は2名の方が土曜日預けておられるというような状況でございます。これに対して職員は大山保育所が2名、大山ひめぼたる保育園が3名の職員が出て保育をしておられます。これを1か所に集めて大山きゃらぼく保育園で保育をして、大山保育所からも職員が大山きゃらぼくに行って、大山ひめぼたるからも職員が大山きゃらぼくに行って保育をするというようなことで考えております。13ページの保護者の周知ということですが、実際、1名、2名の方ではございますが、大山保育所については9月19日に保育園の運動会の前に草取りがありましたので、そちらの方に職員が出向いて説明しております。大山ひめぼたる保育園につきましては9月25日に子育て講座がありましたので、そちらで説明を行っております。以上です。

教育長

ご質問等があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

山本委員
　説明は済まされたということですけど、保護者の方の反応はどんな感じですか。

幼児・学校教育課長
　大山ひめぼたる保育園の方は質問は何もなかったという風に聞いております。大山保育所の方は今まで半日ということで給食がなかったので給食はどうなりますかという質問がありまして、給食も出ますということで説明はしております。実際、1 日保育が希望で大山保育所地区の方が大山きゃらぼく保育園に行っておられるケースもございますので、今後そういう方がもしかしたら大山保育所に入ってきていただけるのかなという風には思っています。

教育長
　後ほど小規模特認校の現状報告をさせていただくわけですけれども、小規模特認校の児童数増と併せて大山保育所の魅力向上と言いますか、利便性向上を図っていこうという中で、今回この形の見直しをさせていただいたということです。大山保育所で土曜保育をするという話も出ていたんですけれど、このような形の方がより効果的に実施できるということでございましたので、このような形になったということでございます。では議案通り可決ということで、いかがでしょうか

全委員
　了承。

教育長
　では、議案通り可決ということにさせていただければと思います。

日程第３　議案第３号　大山町保育所広域入所実施要綱の制定について

教育長
　続きまして、日程第 3「議案第 3 号、大山町保育所広域入所実施要綱の制定について」ということで、こちらも井上幼児・学校教育課長から説明をお願いいたします。

幼児・学校教育課長
　大山町保育所広域入所の実施要綱というのが今までございませんでした。今までは広域入所が自由で行えていたということでございます。予算の制約もありますので、ある程度の制限をかけたいという風に考えております。議案第 3 号資料ということで最後のページです。広域入所ですけど、大山町に住所があって、例えば米子の保育園とか町外保育園に入れることができることを広域入所という風に言います。毎年 10 月 1 日から保育園の申し込みをしておりますが、数件問い合わせがあるのが、例えば

大山町の実家と言いますか、祖母のところに住所を移したら米子の保育園への広域入所は２歳児が無料になるのかみたいな問い合わせでございます。実際、大山町の住民は無料です。ただ、それが目当てでそういうことはできませんという風にお答えはしますが、そういう風なことも考えられますので、大山町に住所を置いて町外の保育園に行くと無償になるというのが現状でございます。実際、広域入所の状況ですが、かなりのお金を支出しております。令和７年度が 375 万 5,000 円の支出でございました。この中で、１人の方で年間 200 万というような１ヶ月大体 14～15 万の方がおられますので、3 歳より下の子で、その保育園に行きたいからという理由だけなんです。町内の保育園ではなくて良い保育園があるのでという方が使われている場合がありますので、制限をかけたいということで今回、要綱を制定したということでございます。実際、園の理念が良いということで、ここ数年何人かございますが、そこだけは防ぎたいというところでございます。

教育長

ただいま説明があった通りでございます。14 ページ目から 15 ページ目につきまして、委託入所にかかる協議といったところがございまして、先ほどの話で町内に居住する児童が町外の保育所等に入所されているケースの規定ですけれども、第４条の第２項、15 ページになります。「町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合に限り、前項の協議を行うものとする。」ということで、前項の協議というのは、他市町村への協議ということです。第１号、第２号、第３号ということですが、園の理念に共感したというようなものについては排除するというようなこともあるかもしれないですけど、やむを得ない事情があるという方については認めていこうという内容でございます。例えば、「保護者が里帰り出産のため、一時的に親族等が居住する市町村において保育の利用を希望する場合」あるいは「本町に転入し、町内保育施設に空きがないため転入前の保育所等を継続して利用しようとする場合」あるいはそれ以外の理由として「前２号に準ずる理由として町長が特に必要と認める場合」という形で、比較的やむを得ない事情があるというところをしっかり見ていこうということで、今まではこうした明文化したものもなかったので、希望があれば受け付けていたところを、やむを得ない事情があるのだろうかというところを見ていくといったところを今回、明文化するものでございます。説明を少しさせていただきましたけれども、この要綱の制定につきましてご質問、ご意見ありましたらお願いしたいと思います。

森田委員

制限かけるのは、体感で言うとスムーズにいきそうな感じのものか、結構大変そうなものかというと、どんな感じでしょうか。

幼児・学校教育課長

現在、募集していまして、募集の段階から周知していこうと思いますが、実際、制限かけて見込みがあるのは１名の方だけです。ただ、その方もお金がかかっているということは理解されていない。今まで無料でしたので、それだけかかっているということもご存知ないのかなという風には思います。そういった意味で、それだけかかっていますと言ったら、ご理解いただけるのかなという風に思います。

教育長

いろんなケースが考えられますので、「町長が特に必要と認める場合」というのは残しておこうということでございますが、かといってなんでもかんでも認めるというわけでもないので、前２号に準ずる理由、一言で言えば本当にやむを得ない事情があるということを認めた場合には、そういう趣旨で対応させていただこうということでございます。

他にご質問等よろしいでしょうか。特にご質問等が無ければ採決に入りたいと思います。規則に異論がなければ、これで可決ということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

全委員

了承。

教育長

では、原案どおり可決したということで、議案の審議は終了いたします。

４．その他

（１）小規模特認校に関する現状報告について

教育長

それでは、「4. その他」に入りたいと思います。「(1) 小規模特認校に関する現状報告について」ということでございます。こちらについては、私の方から２点報告をしたいと思います。１点目は、先ほどの教育長報告の方で触れました説明会の状況でございます。９月４日に名和公民館、９月９日に大山公民館でそれぞれ開催させていただきました。両日ともに、お子さんと一緒に説明会に来られていた方もおられました。あとは地域の方、関係者の方にもご参加いただいたということでございます。実際の応募の可能性ということでいうと、世帯数としては９月４日は２世帯、９月９日は７世帯、そのような参加状況ということでございます。制度、手続きの説明を事務局から、学校の特色に関する説明は大山小の校長先生からさせていただいた上で質疑応答ということでございました。質疑応答で出た内容としては、先般、この教育委員

会会議でご指摘いただいた２点目の報告として、私の方から報告させていただくスクールバスの扱いについて、スクールバスが出るのかどうかというご質問がありました。この時はまだ決まっていなかったので、検討中、調整中ですという回答させていただいたところです。それ以外には、教育の特色関係で、英語教育はどんなことをやっているのかといったご質問のほか、大山小を卒業した後、大山中に通うことが可能なのかどうかといったようなご質問については、既存の手続きの中で対応できますという旨の話をさせていただいた状況でございます。あとは放課後児童クラブのことについての質問もございました。それ以外の質問でいくと、定員に関する質問がいくつかありました。定員オーバーした時にどうなるのかという話と、たくさん来た時に小規模じゃなくなるんじゃないかというようなご質問であるとか、あるいは、たくさん来たら小規模特認校じゃなくなるけど小規模特認校は続けるのかであるとか、あるいは一定の数で小規模のまま小規模特認校を続けるのかであるとか、先ほど申し上げた通学の話とか、学校での生活という話以外の、その辺の定員にかかる質問等がございました。定員の考え方については、1 学年 15 名という形でおよそ想定、設定し、15 名のうち、現在、大山小学校に通っていただいたり、大山小の学区で新入生になる人数を差し引いた数を募集定員としているという趣旨の話をさせていただいております。この 15 という数は、いわゆるチラシとかそういうところには特に出てこない数字ではありますが、最大でも 1 学年 15 名なので、たくさん応募がきた場合でも、小規模は維持されるという話をさせていただいきました。また、募集人員よりも応募が多い場合はどうなのかという話がございました。そちらについては、物理的に受け入れ可能ということであれば、まずは学校と協議の上、受け入れ可能かどうか、ただ、受け入れが難しい場合は抽選なりするという趣旨で話し合いをして、具体的に例えば、6 年生は今回 1 名の募集になっているんですけれども、そこに 2 名応募があった場合どうするかと言われれば、学校で受け入れられるかどうかということで、15 名が 16 名になる可能性も考えられるのですが、一方で 1 名の募集のところ 10 名応募があった場合は、さすがに全部受け入れられるかどうか、小規模というところが担保できるかというのもありますので、その場合は、抽選にさせていただくというようなこともあるだろうということで回答しています。仮に、本当にたくさん来てくれるようであれば、別に無理して小規模特認校を続ける必要もなくなるのかもしれませんが、実際やってみないとわからないと思いますので、入学の状況を見ながら考えていくことになるだろうということをお伝えしました。説明会は以上のような状況でございました。

続いて 2 点目の報告は、スクールバスに関してでございます。バス運行業者、教育委員会、それから当事者であります大山小学校他、諸々関係者と協議・調整いたしました。今、大山小学校は平までバスが走行をしているんですけど、それを大山支所まで延伸するという形で調整が完了したという状況になっています。令和 9 年 4 月から

は大山支所まで来てもらえれば大山小学校までの通学手段として対応するという形になりますので、その周知を図ってまいりたいと思っております。

おおよそ現状としてはそのような形ですので、募集開始は 10 月 1 日から、今週から開始ということです。説明会でも説明しているんですが、4 月入学の募集期間としては、12 月 18 日を締め切りに設定してございます。ただ、その段階で募集人員が埋まっていない場合は、1 月上旬ぐらいまで受付可能ということでございます。学校に申請してもらって、学校長と面接してもらって、学校長の意見書と申請書と併せて教育委員会に送られてきます。1 月に教育委員会会議を開催させていただくところですけれども、もしかすると 1 月は定例と臨時と 2 回開催しないといけないのではないかと思っていますので、改めて調整させていただきます。臨時の会は、小規模特認校への就学の決定、承認という作業になるかと思います。また、進捗状況について、あるいはそれ以外の状況も含めて報告できればと思ってございますので、よろしくお願いいたします。何かご質問などがあればお願いします。

髙見委員

確認ですが、小規模特認校に転入の場合というのは、世帯ではなく、あくまで個人について、例えば兄弟で別々の小学校に行くということも可能性としてはありますか。

教育長

今のご質問について先に言えば個人になるんですけど、今のご質問の趣旨としては、お兄ちゃん、お姉ちゃんと同じところに行きたいという、そういう話ですか。

髙見委員

そういうことではないんですけど。

教育長

お兄ちゃんお姉ちゃんが大山小学校の小規模特認校に行ったからといって、例えば大山西小学区に住んでいる妹や弟が大山西小に行っても構わないということです。

髙見委員

例えば、抽選になった時に優先されるとかもないですか。

教育長

今のところ優先することは考えておりません。理由としては、その事態をあまり想定していなかったこと、初めてのことでございましたので、そういう事態になった場

合は改めて教育委員の皆様とご相談させていただければと思っております。そうしたお兄ちゃん、お姉ちゃんが小規模特認校にいるからということで、当該小規模特認校への就学を優先して認めていいのかどうかは、そのどちらの考えも成立するのではないかと思っておりますので、また、募集状況等を見ながら、適宜ご相談できればと思います。

森田委員
　編入は可能ですか。

教育長
　可能です。今他校にいる 3 年生の子が来年の 4 年生から大山小に通うというのも可能です。

森田委員
　年度途中でも可能ですか。

教育長
　年度途中も可能です。年度途中の場合は、今日言って明日から就学というような仕組みは難しいので、例えば 2 ヶ月前ぐらいに申請してもらって、教育委員会会議にかけて、承認いただいた後、転入という流れです。

髙見委員
　希望する場合に、どこまで希望理由を聞いたりするんですか。

教育長
　希望理由については、申請書に記入欄がございまして、なぜこの学校を希望するのかということは紙に書いていただくような形になっていますし、申請書を基に学校で校長先生と面談をしてもらう形になります。なので、そこで文書に書いてあることを確認したりというようなことがございます。

髙見委員
　我々が何かそこについて修正したりすることはありますか。

教育長
　手続きとしては、申請書を基に学校で面談してもらって、学校では申請書と共に校長先生に意見書を書いてもらうことになりますので、その申請書と意見書がセットでこ

ちらに送られてくるという形になります。この教育員会会議においては、それらも見ていただきながら、就学、転入学の可否について承認いただこうという手続きになると思います。なので、教育委員会会議で書き直すとかそういうことは難しいのですが、書かれていることに対してご確認、ご意見、ご質問いただくということは可能かと思います。

他にご質問等ございますか。今後も逐次報告をさせていただくようにしたいと思っております。

（2）その他

教育長

それでは続きまして、「(2) その他」は特にこちらからは用意してございませんが、教育委員の皆様から何かあれば、例えば中学校体育祭に行っていただいた方につきましては、ご感想とかあればお願いします。

髙見委員

中山中学校の体育祭を見に行ってきました。すごく活気があって、少人数なんですけど、すごく張り切っていて、逆にびっくりするぐらい子供達が大きな声を出してしていたのが、すごく中山らしくて良いなと思って見ていました。私は午前中で失礼したんですけど、午後からも中山中はあって、すごく盛り上がったというのもあるんですけど、最終的に救急車が 2 台来て、熱中症軽度から救急車が必要なくらい、結局 6 名ぐらいが体調不良で運ばれたということです。幸い大事には至らなかったそうなんですけど、お昼挟んでもやったことと、久しぶりにすごく暑かった日なので余計だとは思うんですけど、来年以降に対策が必要かなと思いました。

教育長

今の件に関しては、2 名、熱中症で救急搬送されまして、お話いただいた通り、特に大事ではなかったんですけれども、点滴をしてすぐに回復したということで、それ以上のことはなかったということでございました。再発防止に関しては、状況であるとかを含め、学校長から報告を既に教育委員会に提出していただいています。去年までは半日だったのを今年から 1 日開催にしたということで、ご指摘の通りの暑さでもありました。来年以降は再発防止も含めて対策を取ってもらえるものと思ってございます。

兜山委員

大山中学校の体育祭に私も午前中に少しだけ行かせてもらいました。大山中学校も午後まであるようなプログラムだったんですが、2 競技ごとで休憩を挟んでいて、水

分補給もあり、天気も良かったんですけど、風も冷たくて過ごしやすいような気候だったんじゃないかなと思います。校長先生とお話させてもらったんですけれども、学校に来れていない子が、体育祭だけに参加する子もいたみたいで、それを受け入れることができる子供たちがいるのは良いことだなとお話させてもらいました。子供たちがどう思っているのかというところまではわかりませんでしたけれども、見ている限り、ここ例年、大山中学校は学校行事にだるそうにしているなと思っていたんですけど、今年は本当に雰囲気が良くて、他の保護者の方も言ってましたけど、雰囲気良いよねという風に思っていました。競技には参加できないけれども、教室の方から体育祭を見学する目的で学校に来ている子もいたようです。各競技とても工夫がなされていて、普通の玉入れではなくて２人で風船をお尻で挟んだ状態での玉入れで、２人いっぺんに横向きで投げるチームや、１人後ろで１人前でバーっと入れてひっくり返って次の子がバーッと入れてみたいな、それぞれ工夫してやっていました。どこも一緒でしょうけど、生徒会のみんなで色々考えて競技をそれぞれ工夫してやっていたようです。午後からの表現演技やリレーが１番盛り上がるんじゃないかなと思って本当は見たかったんですけど見られなくて残念でした。

山本委員

名和中学校の体育祭は今年も午前中だけで終わりだったので、私は最初から最後まで見ていましたが、各競技、去年と同じ競技もあれば違う競技もあって、新しい競技が取り入れられて、初めて大玉運びという大玉が用意されていたので、転がすのかと思ったら何人かで持って運ぶという大玉運びだったんですけど、うちの子の話では東山中学校から借りてきたということで、そうやって生徒が中心になって考えたような競技の道具を先生方で準備していただようです。玉入れの競技は去年もあったんですけど、名和小から籠と玉を借りて、ただ籠が小学校サイズなので中学生がジャンプしてしまうとすぐ入ってしまうという、もう少し高くしたらみたいな感じもありましたけど、それはそれで盛り上がって大変良い競技だったと思います。どうしても中学生は１年生と２年生、２年生と３年生の体力差がどうしてもあるので、そこらへんは優勝とかしょうがないかなという感じなんですけど、直前まで雨の日が多くて、練習ができなくてというところは、どの競技でも、もう少し練習できていたらみたいなのは感じました。その中でも生徒たちは頑張ってやっていたなと感じました。もう１点ですが、部活動の地域連携・地域展開の話が出ているので、そういう視点での話ですが、最近うちの子は２年生で中学校の野球部に入っていて、野球部は来年度から大山中と合同チームで、合同で練習をするんですけど、雨になったら別々ですとか、天気が良ければ中山中とも一緒にするとか、いろんな展開がある中で、先生が朝早くグラウンドの状況を確認していただいて各親にメール、ショートメール等で連絡していただくというのが、先生の負担だなと思いながら見ていますが、今度これを地域に移す

時に誰が引き受けてくれるんだろうというのを悩みながら聞いています。

教育長
　受け皿問題は、どの地域にもあって、大山町にしても同じ問題はあると思っております。生徒の活動機会の確保と教員の働き方改革を両立できる方法を模索してまいりたいという風に思っております。

森田委員
　小規模特認校の説明会に行きました。保護者の方の質問が止まらず、いっぱい出ていたので、すごい関心があるんだなというのがよくわかりましたというのと、人によっては英語教育をしているというのが、ソフトなインターナショナルスクールみたいな捉え方もあるんだと思って、結構その質問の内容が喋れるようになりますかとか、結構、熱心な質問だなと思って、多分そこまでのものではないと思うので、ミスマッチがないといいかなという感想です。

教育長
　説明会での説明を聞いていただければ、インターナショナルスクールではないということは、ご理解いただけたとは思っていますが、説明を聞いていない方で募集されてこられるケースというのも考えられます。そのミスマッチを防ぐためにも、オープンスクールという形で３回ほど学校見学の機会も設けていて、さらにオープンスクールの日程に合わなければ、学校と直接連絡を取って、見学をするということも可能です。あとは、実際、申請にあたっても、まずは学校で、申請書を基に親子面談という形で、保護者もそうですけども、お子さんも同伴で校長先生と面談していただいて、話をしながら本当に申請するのかどうかということも含めてということになりますので、そのステップを踏むことによって、ミスマッチ的なものは解消できるはずという風に思っております。

教育次長
　私と井上幼児・学校教育課長で大山保育所の運動会に行ってきました。前日からの判断で大山トレーニングセンターで行われました。雨でも保育園はできるので良いなと思いました。人数が少ないので、保護者さんもゆったりと座っておられて、すごく楽しそうでした。休憩もしっかりとっておられましたし、保護者と園児が一緒の演技とかが多くて、保護者と園児もニコニコで帰っていただきました。

５．次回の開催日程　令和８年１０月２９日（木）　午前　９時３０分
教育長

では「5. 次回の開催日程」とさせていただきたいと思います。浦木教育次長からお願いいたします。

教育次長

10 月の予定ですが、10 月 29 日木曜日の午前中 9 時半はいかがでしょうか。

全委員

了承。

教育次長

では、10 月 29 日木曜日 9 時半からこの会場でお願いします。

６．閉会宣言　（午前１０時５９分）

教育長

それでは、特になければ以上で終わりますが、よろしいでしょうか。では本日の会議を終了したいと思います。ありがとうございました。